

## 『2016年版 金融窓口サービス技能士 1級対策問題集 学科・実技編』正誤表

該当箇所	誤	正
168 ページ 4-14 選択肢 2	…為替差益については <u>非課税扱い</u> とされている。	…為替差益については <u>課税扱い</u> とされている。
168 ページ 4-14 解説 選択肢 2	外貨建てMMFの課税関係は、 <u>分配金に関しては20.315%の源泉分離課税、為替差益は非課税扱いとされている。</u>	外貨建てMMFの課税関係は、 <u>分配金および為替差益に関しては20.315%の源泉分離課税扱いとされている。</u>
181 ページ 4-26 選択肢 2	特定線引小切手の被指定銀行は、他の銀行に取立をさせることが <u>できない。</u>	特定線引小切手の被指定銀行は、他の銀行に取立をさせることが <u>できる。</u>
307 ページ 5-31 選択肢 2	…昭和36年4月2日以後生まれの男性および昭和41年4月2日以後生まれの女性には、原則として <u>支給される。</u>	…昭和36年4月2日以後生まれの男性および昭和41年4月2日以後生まれの女性には、原則として <u>支給されない。</u>
353 ページ 〈問3〉 (2)	下宿代、海外留学の滞在費などは「教育資金」に該当しないが、 <u>通学定期代や海外留学の渡航費は「教育資金」に該当しない。</u>	下宿代、海外留学の滞在費などは「教育資金」に該当しないが、 <u>通学定期代や海外留学の渡航費は「教育資金」に該当する。</u>